

大分市自転車活用推進計画の改訂について

令和7年3月

都市計画部 都市交通対策課



改訂の経緯

■改訂に関するスケジュール

日時	内容
令和6年6月5日～6月21日	大分市の自転車利用環境に関するアンケートの実施
令和6年8月	大分市自転車活用推進協議会を設置 令和6年度 第2回 庁内検討委員会 ・計画(案)第1章～第3章について
令和6年10月	令和6年度 第1回 大分市自転車活用推進協議会 ・計画(案)第1章～第3章について
令和6年11月	令和6年度 第3回 庁内検討委員会 令和6年度 第2回 大分市自転車活用推進協議会 ・計画(案)第4章～第6章について
令和7年1月14日～2月15日	市民意見公募(パブリックコメント)の実施
令和7年3月	令和6年度 第4回 庁内検討委員会 令和6年度 第3回 大分市自転車活用推進協議会 ・市民意見公募の結果報告 ・計画最終(案)について
令和7年3月末	第2次大分市自転車活用推進計画 改訂

現在



第2次大分市自転車活用推進計画(案)に対する主な意見について(前回会議以降)

前回の会議以降、「大分市自転車活用推進計画庁内検討委員会」と「大分市自転車活用推進協議会」の委員より提出された意見について整理します。

番号	該当頁	意見の概要	意見に対する事務局の考え方	備考
① 協議会	第1章 P6	R5の道路交通法改正は、ヘルメット着用の努力義務の対象者が児童または幼児から、すべての自転車利用者へと拡大したことが分かるようにしてはどうか。	対象者が拡大されたことを示すため「 すべての 自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化」に修正しました。 併せて、県条例の改正についても修正しました。	新旧 対照表 ①
② 協議会		R6の道路交通法改正は、「運転中のながらスマホ」と「酒気帯び運転」の罰則強化も追加してはどうか。	『 自転車の「携帯電話のながら運転」及び「飲酒運転」の罰則強化 』として項目を追加しました。	
③ 庁内	第6章 P56	自転車ラックの画像を、実際に使用されている様子 が分かるものにしてはどうか。	自転車ラックの画像を変更しました。 また、道の駅たのうららに設置されている「メンテナンススペース」の画像を追加しました。	新旧 対照表 ②



新旧対照表①

【修正①】ヘルメット着用義務化の対象者が「児童または幼児」から「すべての自転車利用者」に拡大されたことを記載
 【修正②】「携帯電話のながら運転」と「酒気帯び運転」の罰則強化に関する項目を追加

旧

■これまでの自転車関連施策等の経緯（自転車活用推進法以降）



新

■これまでの自転車関連施策等の経緯(自転車活用推進法以前)





新旧対照表②

【修正③】 自転車ラックの画像を変更
さらに、道の駅たのうららに設置されている「メンテナンススペース」の画像を追加

旧

第6章 具体的な取組

目標3 観光振興や地域振興に自転車を活用し、にぎわいと活力あふれるまちをつくります。 **観光**

6 サイクルツーリズムの推進

＜主な担当課・関係課：都市交通対策課、観光課、おおいた魅力発信局、スポーツ振興課＞

自転車で移動しやすい大分市の地形を活かして、サイクリングで観光しやすい環境づくりを構築するとともに、サイクルツーリズムを推進します。

また、観光振興や地域振興につなげるため、市民参加・体験型のイベントの検討や、観光地における自転車利用環境の充実を図ります。

（1）観光地における自転車利用環境の充実

大分駅等の交通結節点や道の駅等の観光施設など、自転車で訪れる可能性が高い場所において、サイクルスタンドやメンテナンススペース等を備えたサイクリストが気軽に利用できるサイクリング拠点の整備やシェアサイクルのポート設置を検討します。

また、自転車通行空間の整備路線を選定する際には、観光地へ向かう路線であることを評価の一つとして位置付けています。

■サイクルステーション等案内サイン



道の駅 たのうらら

■おおいたサイクルシェア



道の駅 たのうらら

■自転車ラック



道の駅 のつはる

新

第6章 具体的な取組

目標3 観光振興や地域振興に自転車を活用し、にぎわいと活力あふれるまちをつくります。 **観光**

6 サイクルツーリズムの推進

＜主な担当課・関係課：都市交通対策課、観光課、おおいた魅力発信局、スポーツ振興課＞

自転車で移動しやすい本市の地形を活かして、サイクリングで観光しやすい環境づくりを構築するとともに、サイクルツーリズムを推進します。

また、観光振興や地域振興につなげるため、市民参加・体験型のイベントの検討や、観光地における自転車利用環境の充実を図ります。

（1）観光地における自転車利用環境の充実

大分駅等の交通結節点や道の駅等の観光施設など、自転車で訪れる可能性が高い場所において、サイクルスタンドやメンテナンススペース等を備えたサイクリストが気軽に利用できるサイクリング拠点の整備やシェアサイクルのポート設置を検討します。

また、自転車通行空間の整備路線を選定する際には、観光地へ向かう路線であることを評価の一つとして位置付けています。

■サイクルステーション等案内サイン



道の駅 たのうらら

■メンテナンススペース



道の駅 たのうらら

修正③

■自転車ラック



道の駅 のつはる

■おおいたサイクルシェア



道の駅 たのうらら

追加



市民意見公募(パブリックコメント)の結果について

改訂に際し市民の皆さんからご意見を伺うため、市民意見公募(パブリックコメント)を実施しました。以下、意見に対する本市の考え方を示します。なお、パブリックコメントによる計画(案)の変更はありません。

■市民意見公募期間:令和7年1月15日(水)～2月14日(金) 意見者数:2名 意見件数:6件

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
①	他都市では、電動アシスト自転車購入の補助などしているが、大分市も導入してはどうか。	電動アシスト自転車の購入補助は実施しておりませんが、市民や企業を対象に電動アシスト自転車を約半年間貸し出す事業を実施しております。なお、70歳以上の高齢者には「大分市高齢者運転免許自主返納促進事業」の一環として、交通事故防止を目的に電動アシスト自転車等の交通用具購入奨励金の交付も行っております。
②	「思いやり」に掲げる市の課題や「自転車の安全利用に関する啓発を進めることが必要です」との課題認識に同意します。	市民の自転車ルール・マナーに対する正しい理解が進むよう、引き続き、自転車の安全利用に関する啓発に取り組んでまいります。
③	「だれもが安全・快適に自転車を利用できるまちの実現」を基本方針とすることに賛同します。	自転車が魅力的な交通手段となるよう、自転車の副次的効果も意識した利用促進を目指してまいります。
④	「自転車通行空間づくり」について、計画期間内における整備目標を明示するなど検討いただきたい。	自転車ネットワークの整備延長につきましては、25kmを目標としております。(P46)
⑤	アンケートの調査結果をみると、自転車損害賠償責任保険について、義務化を知っていても、多数の方が加入していないとの回答をしています。さらなる要因分析等を行い、効果的な周知活動に努めていただきたい。	ご指摘のとおり、自転車保険は他の賠償責任保険に付帯されているものもあり、利用者が認識していない場合も多いと考えております。本市が実施する小中学生を対象とした「おでかけ自転車マナーアップ教室」では、自転車保険の種類を例示し、加入状況を保護者に確認する調査に取り組んでいます。今後とも、大分県や自転車販売事業者などとともに自転車保険の重要性や種類などの周知に努め、保険の加入を促進してまいります。
⑥	道路交通法の改正について、現行であっても重大な法律違反になることを、引き続き周知していただきたい。	警察や学校などの関係機関と連携しながら、引き続き、街頭啓発や自転車教室をはじめとした取組を実施し、広く市民に対して、自転車ルール・マナーの周知を図ってまいります。